

卒FIT買取サービス 重要事項説明書（東京電力管内のお客さま）

1. 目的

本書はMCリテールエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）がお客さまから「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく買取期間が終了した太陽光発電による余剰電力を買い取るサービス（商品名「卒FIT買取サービス」。以下「本サービス」といいます。）を提供する際の条件に関する重要な事項を記載し、説明するものです。

2. お申込み方法

当社所定の加入申込書またはインターネット申込画面に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。その他、本重要事項説明書末尾に記載する媒介業者の勧誘によりお申込みいただいた場合には、同媒介業者からお客さまに対し、電話または訪問にて所定の事項についてご質問させていただき、お客さまよりご回答いただく方法により、お客さまのお申込み意思を確認する場合がございます。この場合は、媒介業者においてお客さまのお申込み意思を確認させていただいた段階で、お客さまより本サービスのお申込みをいただいたものとして、また、当社都合により、お申込みの受付およびお申込み受付後の契約の締結をお断りする場合があります。お客さまは、この点につき、あらかじめご承諾いただきます。

本サービスのご契約には当社との電気需給契約を締結していることおよび「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく設備認定を受けた時点から、発電方式や発電設備容量等に変更がないことなどの条件があります。詳細は卒FIT買取サービス約款第6条をご参照ください。

また、当社との電気需給契約が終了する場合には、本サービスの契約も終了するものといたします。

3. 買取開始の予定年月日

買取開始日は、原則として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第3条第1項にもとづき、経済産業大臣が定める調達期間の満了月（以下「FIT満了月」といいます。）以降の検針日または計量日といたします。

当社は、お客さまから本サービスのお申込みを承諾した時には、買取開始に関わる準備その他必要な手続を経た後、FIT満了月の翌月以降にすみやかに買取を開始いたします。

FIT満了月からの買取を希望される場合は、FIT満了月の2ヶ月前末日まで（例：11月満了の場合は9月末まで）にお申込みください。

4. 他の買取事業者（現在の電力会社等）からの当社への切替え

当社と新たに本サービスをご契約いただく場合、お申込み前にご利用されていた他の買取事業者（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結された電力受給契約が解除されます。旧事業者との電力受給契約の内容に、違約金等の解約に係るお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へのお申込み手続後または買取開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス（特典およびポイントサービス）等について、当社へのお申込みによる買取事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。旧事業者との契約内容をご確認ください。

5. 卒FIT買取サービス約款

卒FIT買取サービス約款は、当社ホームページ（<https://www.machi-ene.jp/>）で閲覧・ダウンロード可能です。

6. 買取単価

2019年11月1日からの買取単価（消費税等相当額および環境価値等を含みます。）は、以下のとおりとします。

エリア	対象地域	単価（税込）
東京電力	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県の一部（富士川以東）※離島を除く	9.0円/kWh

この買取単価は、改定の可能性があります。その場合には改定の3ヶ月前までに、個別に通知する方法またはホームページに掲載する方法その他の当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお客さまにお知らせいたします。

7. その他費用負担

記録型電力量計（スマートメーター）については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、当社がお客さまから電気を買い取るために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、または当社が当該工事を実施する場合、その費用について、当社の指定する方法によりお客さまにお支払いいただく場合があります。また、既にお客さまが、受電電力量計を設置されている場合は、これを残置または撤去することをあらかじめご承諾いただきます。

8. 買取電力および買取電力量の計測方法ならびに買取料金の算定方法

買取電力および買取電力量は、一般送配電事業者が設置する記録型電力量計（スマートメーター）により計測します。また、電力の買取料金は、算定期間を1月として、当月分として計量された買取電力量に、お客様のエリアの買取単価を乗じて得た金額とします。

9. 買取料金の精算方法

当月の買取料金は、電気需給約款に基づく当月の電気料金のご請求額より控除する方法で精算いたします。ただし、当月の買取料金の方が当月の電気料金のご請求額より大きい場合、買取料金とご請求額の差額については、差額1円あたり1ポイントを加算いたします。詳細は、卒FIT買取サービス約款第13条をご参照ください。

10. 契約期間

電力の買取を開始した日から起算して1年間とします。ただし、当社との電気需給契約が終了する場合には、同終了月の計量日をもって本サービスの契約も終了するものといたします。また、契約期間中にお客さまの申し出により本サービスの契約を解約する場合は、解約希望日の15日前までに当社にその旨を通知していただく必要があります。ただし、場合により、お客さまの指定した解約希望日までに解約手続が終了しないことがあります。その場合、当社は、すみやかに、お客様に解約予定日をお知らせいたします。

また、本サービスの契約は電気需給契約を締結いただいているお客さまを対象としているため、電気需給契約の解約の申し出をいただいた場合、お客さまからの本サービスの契約の解約の申し出の有無、また、お客さまが指定した本サービスの契約の解約希望日にかかわらず、電気需給契約の解約手続に先立って本サービスの契約の解約手続を完了することとします。この場合、当社は、すみやかに、お客さまに本サービスの契約の解約予定日をお知らせいたします。

11. 契約の更新

契約期間満了日に先だってお客さま、または当社どちらからも解約の申し出がないときは、同条件にて自動的に1年間、本サービスの契約が更新されます。ただし、太陽光発電設備の撤去に伴い契約更新を希望されない場合には、電話または当社ホームページ上で契約期間満了日の15日前までに申し出るものとします。

12. 契約の変更または解約に伴う違約金等

お客さまの申し出により、当初の契約開始日から1年を経過する日より前に本サービスの契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。

また当社から他の買取事業者に変更される場合は、お客さまの方で新たな買取事業者に対して契約のお申込みをしていただきます。

13. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが卒FIT買取サービス約款に違反し、または本サービスの契約に基づく債務を履行されなかった場合は、当社は契約を解除する場合があります。その場合、当社は解除する日の15日前までに書面での通知をした上で、契約を解除いたします。詳細は、卒FIT買取サービス約款第23条第1項をご参照ください。

なお、どの小売電気事業者とも電力の買取契約が締結されておらず、買い手が不在である場合には、余剰電力は一般送配電事業者によって無償で引き受けられることとされております。当社の申し出により契約を解除した場合であっても、お客さまご自身で新たに買取事

業者を探していただき、契約のお申込みをしていただく必要がございますので、ご留意ください。

14. 電力買取、保安等に伴うお客さまのご協力

一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。

一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむをえない場合、もしくは電力の買取上または保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。

当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客さまの土地または建物に立ち入ることにご承諾をいただきます。

引込線、記録型電力量計その他お客さまの電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障がある場合、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。

お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。

お客さまが電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。

その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。

15. 契約の変更

当社が本サービスの契約内容を変更する場合、あらかじめ変更後の内容およびその効力発生時期を当社が適当と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、買取単価その他の電力の買取条件は、変更後の契約によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の買取条件を記載した書面を交付します。

16. 暴力団排除に関する事項

お客さまが、反社会的勢力に該当しないことなど、卒FIT買取サービス約款第 28 条第 1 項および第 2 項の表明および保証をしていただけない場合、当社はお客さまからの申込みをお断りします。また、当社は、お客さまが反社会的勢力に該当すると判明した場合、または反社会的勢力に該当する疑いがあると当社が認めた場合は、通知または催告等なしに、ただちに、お客さまの有する期限の利益を喪失させ、かつ本サービスを解約することができます。

17. 申込書類の管理、保管

お客さまよりお預かりした所定の申込書（「加入申込書」、「契約内容変更書」、「解約申込書」等）は、手続完了後に当社または当社が契約する倉庫にて保管いたします。

18. お問い合わせ先

- 小売電気事業者：MCリテールエナジー株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
登録番号：A0140
- 媒介業者：株式会社ローソン、三菱商事株式会社、または本重要事項説明書末尾記載の通り
- お問い合わせ先：まちエネ カスタマーセンター
- 電話：0120-50-1155
- 受付時間：月～土 9時～17時（日祝日、年末年始を除く）

個人情報取り扱いに関する重要事項（個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー））

当社は、お客さまに安全安心な電力を供給する事で社会に貢献するという理念の下、情報セキュリティ・マネジメントを構築し、厳格な情報管理を行っています。

特に個人情報（特定個人情報等を含む。）に関しては、その保護を通じ、お客さまおよび当社の事業活動に関係するすべての方々にとって安心と安全を提供することが社会的責務と考えています。

そのため、当社は、個人情報に関連する法令を遵守するとともに、個人情報の適切な取扱いを個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）として以下に定め、役員に周知し、個人情報保護に全社で取り組んでまいります。

1. 個人情報管理責任者を設置し、個人情報を適切に保護するための

体制および社内規程を整備します。

2. 個人情報の取得にあたり、あらかじめ利用目的を明らかにし、その目的のために必要な範囲で個人情報を取得いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取得した個人情報を利用いたしません。

【個人情報の利用目的】

当社は、ご提供いただいた個人情報を次の目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

- (1) お客さまからお問い合わせをいただいた場合に、お問い合わせに回答するため。資料請求をいただいた場合に、資料を送付するため。
 - (2) アンケートにお答えいただいた場合に、利用動向等の統計的な資料を作成するため。
 - (3) 契約の締結・履行、その他の取引管理を行うため。
 - (4) アフターサービスや設備等の保守・保全などを行うため。
 - (5) 当社および当社の関係会社・提携先が取り扱う商品・サービスのご案内を行うため。
 - (6) 当社の商品・サービスの改善・開発やそれに関するご案内を行うため。
 - (7) 関係法令により必要とされている業務、およびそれに付随する業務を行うため。
 - (8) 当社の商品・サービスに関して媒介業務或いは販売代理業務を行う企業との取引管理のため。
3. 当社はお客さまから取得した個人情報を、法令に基づく場合などを除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
4. 当社はお客さまから取得した個人情報の取り扱いを、第三者に委託する場合には法令などに従い、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります（以下総称して「共同利用者」といいます。）（※1）。

- ・小売電気事業者（※2）
- ・一般送配電事業者（※3）
- ・電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者（※4）

6. 当社は、共同利用者との間で、以下の目的でお客さまの個人情報を共同利用することがあります。

- (1) 託送供給契約または電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更または解約のため。
- (2) 小売供給契約（離島供給および最終保障供給に関する契約を含む。）または電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次（※5）のため。供給（受電）地点に関する情報の確認のため。
- (3) 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため。
- (4) ネガワット取引に関する業務遂行のため。

7. 当社は、共同利用者との間で以下の情報を共同利用します。

- (1) 基本情報：氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号
 - (2) 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日または計量日、契約状態、廃止措置方法
 - (3) ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
8. 共同利用者との情報の共同利用の管理責任者は次のとおりです。
 - (1) 基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者（但し、離島供給または最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
 - (2) 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者

- (3) ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者
9. 個人情報を提供されたお客さまご本人が個人情報について開示、訂正等を希望される場合のために、問い合わせ窓口を設けております。窓口にご連絡いただければ、合理的な範囲で速やかに対応いたします。
 10. 個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で適切に管理し、個人情報の不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩に対し、細心の注意をはらい、対策に万全を期します。
 11. 個人情報を委託する場合、その委託先が個人情報を適切に取り扱うよう、契約を締結し、適切に監督します。
 12. 当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報で、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を取扱う場合、以下の対応を行います。
- (1) 匿名加工情報を作成する場合、以下の対応を行います。
- ・ 法令で定める基準に従い適正な加工を施すこと
 - ・ 法令で定める基準に従い削除した情報や、加工方法の情報の漏えいを防止するために、安全管理措置を講じること
 - ・ 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
 - ・ 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
- (2) 匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供方法を公表し、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。
- (3) 当社で作成する匿名加工情報に含まれる情報の項目、第三者に提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目と提供の方法については、当社ホームページ (<https://www.machi-ene.jp/policy/>) をご覧ください。
13. 個人情報保護の取り組みを役職員に周知徹底するとともに、継続的に改善し、向上に努めます。
- ※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者および一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

- ※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 5 第 1 項に規定する登録拒否事由に該当せず、小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）の附則により、小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページ (http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/) をご参照ください）。
- ※3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。
- ※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ (https://www.occto.or.jp/site_info/privacy/index.html) をご参照ください。）。
- ※5 小売供給等契約の廃止取次とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

- 【補足】匿名加工情報の作成・第三者提供について
当社は、お客さまから取得・保有する情報について、特定の個人を識別すること及び作成に用いる個人情報を復元することができないよう適切な保護措置を講じたうえで匿名加工情報として作成し、マーケティング、新サービスの開発、商品の開発支援のために第三者に提供し、公表します。
1. 匿名加工情報内の個人に関する情報の項目：生年月、性別、居住市区町村、電気使用日時、使用電力情報（使用量および力率等）、契約容量、その他世帯人数、家族構成、住宅形態
 2. 匿名加工情報の第三者への提供の方法：書面またはパスワード保護を行った電子ファイルを外部記憶媒体に保存し、手交または送付

媒介業者のお問い合わせ先